

山口県区画線維持管理計画



令和 6 年 3 月

山口県土木建築部道路整備課

1. 現状

1.1 道路延長と区画線延長の現状

交通量(台/日) ^{※1}	道路延長 ^{※1}	区画線延長 ^{※2}
10,000 以上	321 km	1,055 km
4,000 以上 10,000 未満	646 km	1,695 km
4,000 未満	2,475 km	5,607 km
合計	3,442 km	8,357 km

※1) 令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査による

※2) 道路区画線健全度診断システム(NETIS 登録番号: CG-190014-VE)を用いた点検の結果による
車道外側線、車線境界線、車道中央線の合計延長(原則として黄線(規制標示は含まない))

2. 点検・診断

2.1 点検・診断方法

区画線の摩耗状況を把握するシステムとして以下のシステムにより点検及び診断を実施する。

技術名称	道路区画線健全度診断システム (以降、システムと称する。)
通称	ロードビューア-RoadViewer
NETIS 登録番号	CG-190014-VE




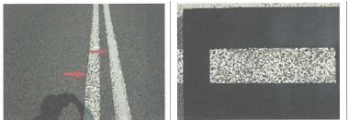
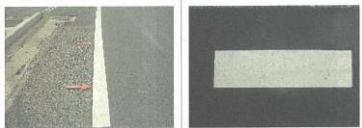
2.2 点検・診断頻度

点検・診断は、区画線の劣化や摩耗を踏まえ、5年に1度実施するものとする。

(初回点検令和5年度実施)

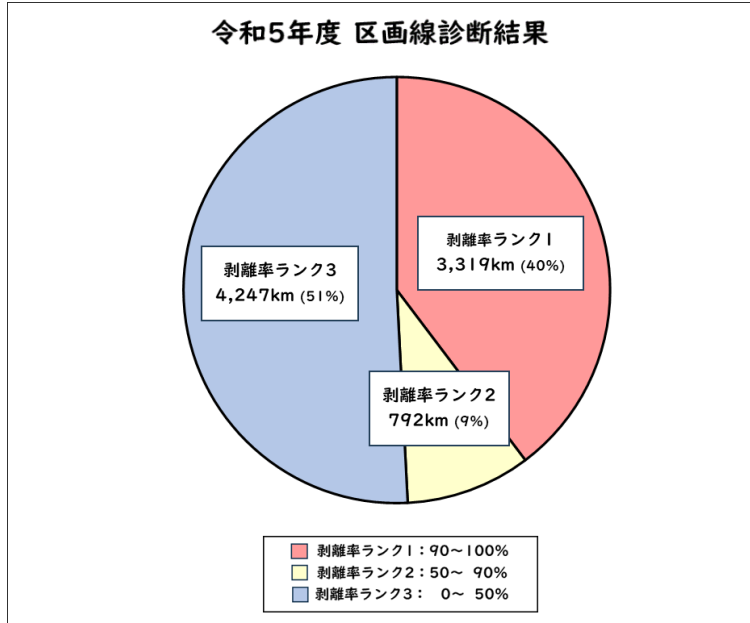
2.3 診断区分

計画的に維持管理を実施するため、健全性の診断区分を以下のとおり定める。

診断区分		剥離率 (%)	評価内容	ランク別写真
剥離率 ランク 1	緊急措置段階	90～ 100	摩耗、剥離が進行し、 標示の形状、機能がほとんどのない。	
剥離率 ランク 2	早期措置段階	50～ 90	摩耗又は剥離により舗装路面の露出が見られるまたは、標示の形状において不鮮明な部分が見られる。(舗装路面の露出が見られる。)	
剥離率 ランク 3	予防保全段階 健全	0～ 50	標示全体が健全または、摩耗の進行と剥離が若干見られる。	

2.4 点検・診断結果

令和5年度に県内管理道路の区画線を診断した結果は以下のとおりである。



3. 更新計画

3.1 区画線更新方針

区画線の更新については、区画線としての機能がほとんどない剥離率ランク1(緊急措置段階)のうち、交通量4,000(台/日)以上又は2車線以上の区間を優先的に実施する。

また、実施にあたっては、区画線の劣化や摩耗等の現地状況を踏まえ、施工箇所を決定する。

区画線の更新を優先的に実施する区間

剥離率ランク	交通量(台/日) ^{※1}	車線数 ^{※2}
剥離率ランク1	10,000 以上	—
	4,000 以上 10,000 未満	—
	4,000 未満	2 車線以上
		1 車線

※1) 令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査による

※2) 道路区画線健全度診断システム(NETIS 登録番号: CG-190014-VE)を用いた点検の結果による

3.2 実施期間

区画線の更新（優先的に実施する区間）は、令和 6 年度から概ね 10 年間で実施する。

3.3 更新計画の見直し

次回（令和 10 年度）の点検結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。